

耐震性の低い木造住宅について、耐震診断、耐震改修工事の費用の一部を補助する制度です。

●補助対象となる建築物

羽咋市内にある木造住宅で以下のすべてに該当する建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・3階建て以下の一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は住宅部分が全体の1/2以上）

※昭和56年6月に耐震の基準が改正され、昭和56年以前の建物は地震に対して有効な耐力壁の量が少ない場合があります。

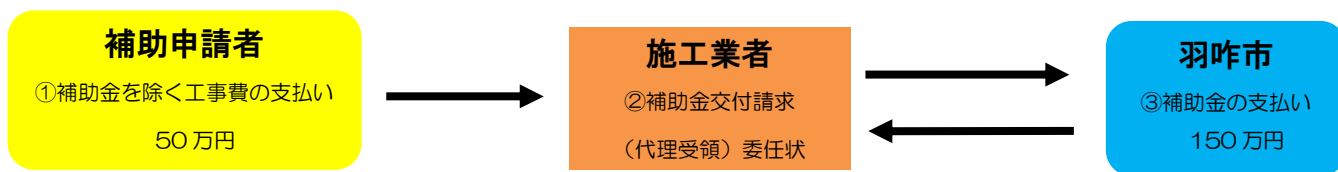
●補助金の額

対象事業		補助金の額	
		限度額(補助率)	加算額
診断	耐震診断	15万円(10/10)	—
補強	耐震改修工事	150万円(10/10)	市内業者 一律20万円 空家 一律30万円
	簡易耐震補強工事	10万円 1箇所(0.91m以上) あたり5万円で2箇所まで	—

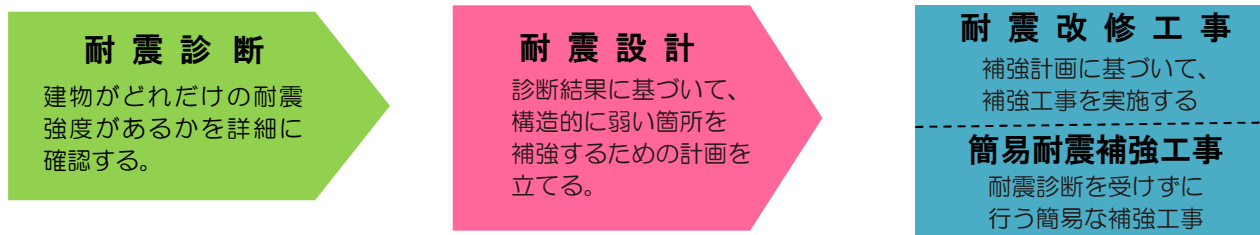
●代理受領制度の導入 ～申請者の費用負担を軽減できます～

代理受領制度とは、申請者が耐震改修工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を施工業者に支払い、羽咋市が申請者から委任された施工業者に直接補助金を支払う制度です。（耐震診断にも活用可）

《費用負担イメージ 工事費200万円のうち補助金150万円の場合》



●耐震診断から耐震改修工事の流れ



●耐震補強工事例

